

# スクールカウンセラー

## スクールカウンセラーとは

スクールカウンセラーとは、児童生徒の不登校や校内での様々な問題行動等の対応に当たり、専門的な心理学的知識を活用して心理相談業務に従事する心理職専門家をいう。

文部科学省による支援事業「スクールカウンセラー活用事業補助」(平成13年)により、スクールカウンセラー配置・派遣校は現在、全国1万校を超え、平成20度からは全公立学校への配置・派遣も計画的に進められている。

### 【参考】スクールカウンセラー活用事業補助(抜粋)

#### 〈職務内容〉

- ア 児童生徒へのカウンセリング
- イ 教職員に対する助言・援助
- ウ 保護者に対する助言・援助

#### 〈資格要件〉

「スクールカウンセラー」

- (1) 財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士
- (2) 精神科医
- (3) 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、教授、准教授または講師(常時勤務をする者に限る)の職にある者またはあった者

「スクールカウンセラーに準ずる者」

- (1) 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務または児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者
- (2) 大学もしくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務または児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者
- (3) 医師で、心理臨床業務または児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者

#### 〈勤務形態〉

非常勤で週8～12時間(必要な場合は30時間までの勤務も可)

\*ほかに、64都道府県・指定都市の24時間電話相談支援などについて定められている。

## 活動事例・成果と課題

山口県柳井市立柳井南中学校では、平成15年度からスクールカウンセラーを派遣する事業が始まる。年35週、週1回、1回あたり8時間勤務で、課題のある生徒や不登校生徒及び保護者への対応や援助・支援、学校生活への対応について、アドバイス等をした。

### 〈成果〉

- ・生徒が、自ら学校生活の悩みなどをスクールカウンセラーに相談することを通して、不登校の傾向をもつ生徒はいるものの、長期にわたり欠席する生徒はいない。
- ・良い人間関係の築き方について、専門的な立場から子どもに直接語りかけることによって、その後の子ども同士の関係が良くなった。

### 〈課題〉

- ・年間35週という限られた回数の中で、カウンセリングを受けようとしても、時間的な問題あり、相談の機会を失ってしまうこと。
- ・年度当初のPTA総会でスクールカウンセラーの紹介や職務内容について紹介をしているが、教師側の働きかけがないと自分から相談する保護者が少ない。

## スクールアドバイザー

スクールカウンセラーと同様に、学校で心理相談業務に従事する専門家にスクールアドバイザーがある。スクールカウンセラーが文部科学省中心の事業として開始されたのに対して、スクールアドバイザーは各地方自治体や教育委員会中心の事業として行われており、全ての都道府県で展開されているとは限らない。

スクールアドバイザーは、悩みや心配ごとのある児童生徒の相談を受けたり、保護者の方との相談を行ったりしている。また、学校の生徒指導に関する助言等を行い、生徒指導に関して家庭や地域とパイプ的な役割を果たしている。